

## 特定登録調査機関の利用について(利用者向け)

平成27年3月  
特許庁

### 1. 調査報告について

特定登録調査機関が作成した調査報告は、依頼人に交付されると同時に、当該機関から特許庁にも提出されます。調査報告は、審査請求予定の有無に関わらず、全て特許庁に提出されます。

なお、特定登録調査機関から特許庁に提出された調査報告のうち、審査請求がなされなかった特許出願に関するものが、特許庁外に公表されることはありません。

**【注意】**新規性・進歩性を否定する先行技術が無い旨の調査報告を特定登録調査機関が交付したとしても、当該案件に関して、特許庁が同様の判断をすることを保証するものではありません。

### 2. 対象となる案件について

特定登録調査機関は、登録区分の審査請求前の出願について先行技術調査業務を行うことができます。

また、業務の公正性・中立性の観点から、特定登録調査機関は自己又はその子会社の特許出願についての先行技術調査は行うことができません。

### 3. 料金について

料金は、各特定登録調査機関の業務規定によります。

### 4. 調査報告番号について

調査報告が交付される際に、当該報告を特定する番号である「調査報告番号」が、特定登録調査機関から付与されます。この調査報告番号は、特許庁にも提出されません。

調査報告番号の付与の仕方は以下のとおりです。

□□□□□□□□□□SR○○▲▲▲

(例)2005123456SR001001

□□□□□□□□□□(出願番号 10桁)

○○○(特定登録調査機関登録番号3桁)

▲▲▲(作成履歴番号3桁、右詰、空欄は「0」を記入)

## 5. 審査請求料の軽減について

審査請求書に調査報告番号を記載すれば、請求の手数料が軽減されます。調査報告は、特定登録調査機関から特許庁に提出されますので、審査請求時に審査請求人から提出する必要はありません。

審査請求書への調査報告番号の記載については、[こちら](#)をご覧ください。

調査報告番号を記載して審査請求を行った場合、その調査報告は公開対象となります。

なお、審査請求書に調査報告番号を記載しなかったり、間違った調査報告番号を記載したりしますと、審査請求手数料が軽減されないことがありますので、十分ご注意ください。

軽減額については[こちら](#)をご参照下さい。

(リンク 出願審査請求料改正のお知らせ)